

(一問一答方式等)

第〇条 本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）は、一問一答の方式により行うことができる。

2 市長等（市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。）は、一般質問に対し、議長の許可を得て、反問することができる。